

第6章 保存

第1節 保存の方向性

第3章で史跡の本質的価値の一つとして記載したとおり、宇佐神宮境内は「生きた史跡」としての側面が強く、(宗)宇佐神宮の宗教活動や宮迫地区住民の日常生活等は尊重されるべきである。しかし、文化財は「貴重な国民的財産」であるため、むやみな現状変更行為等によりその本質的価値が失われることは避けなければならない。史跡と天然記念物を確実に保存するための基本的な方針を以下に記す。

(1) 本質的価値を構成する諸要素等の確実な保存のためのゾーニング

第3章で抽出した本質的価値を構成する諸要素等の確実な保存を図るため、史跡とその周辺域をいくつかのゾーンに区分し、各地区の特性に合わせて確実な保存を図る。また、天然記念物宇佐神宮社叢についても、構成要素の多寡や地形等により、第1種区域から第4種区域までに区分し、確実な保存（保全）を図る。

(2) 構成要素ごとの適正な保存

構成要素ごとの特質に見合った保存管理を行う。その際、所有者・宇佐市教育委員会・地域住民等、構成要素ごとに保存管理の主体がどのように関わるのかを整理し、保存に万全を期す。

(3) 防災・防犯

近年、火災による文化財建造物の焼失や、文化財建造物への故意のき損等の事例が全国的に発生しており、国宝に指定されている建造物に限らず、史跡内の建造物の防災・防犯対策が必要である。また、社叢を火災から守ることもきわめて重要である。

(4) 価値の保存のための調査研究の推進

絵図類から境内地の変遷が迫られるものの、地下にどのような遺構が存在するのか、弥勒寺跡等の一部の地域を除いて十分な発掘調査が実施されていない。絵図類等からの情報と合わせることで、宇佐神宮の歴史的変遷を明確に明らかにすることが期待できる。また、宗教活動や各種開発によって本質的価値を損なわないようにするためには、史跡の内容を正確に把握することが求められる。史資料の調査研究と合わせ、保存を目的とした発掘調査や現況の測量調査等を計画的に推進する。合わせて、六坊跡を中心とした御許山地区の自然・歴史を含めた総合的調査を進める。

(5) 追加指定

指定地の周辺環境を構成する歴史的諸要素のうち、史跡及び天然記念物と同等の価値が認められると考えられる個所については、土地所有者や関係者の協力を得て、各種調査を実施し、その価値を明らかにしたうえで、追加指定をめざす。

(6) 公有化

通常であれば、史跡や天然記念物を開発行為から保護するためには公有化が望ましい。しかし、第3章で述べたとおり「生きた史跡」としての価値があり、無理に公有化することは本質的価値を損なうことにつながりかねないことから、公有化についての基本的な考え方を示す。

(7) 周辺の文化財との一体的な保存

「保存活用に関する範囲」としてゾーニングした範囲について、宇佐神宮の周辺環境を形成する地域として積極的位置づけるとともに、域内に存在する文化財等との一体的な保存を図るよう、周知の埋蔵文化財包蔵地への登載や景観条例等による保護を検討する。

(8) 行政と宇佐神宮、地域住民、市民等多様な主体が参画する保存管理の在り方の追及

宇佐神宮が自然的・文化的・環境的・社会的に宇佐地域の中心をなしていることから、史跡と天然記念物の価値を共有し、多様な人々が積極的に関与できる保存管理の在り方を構築することをめざす。

第2節 保存の方法

(1) 本質的価値を構成する諸要素等の確実な保存のためのゾーニング

(i) 史跡宇佐神宮境内のゾーニングによる保存

宇佐神宮地区については『保存管理計画』のゾーニング（亀山ゾーン、弥勒寺ゾーン、頓宮・菱形池ゾーン、宮司邸・球場ゾーン、大尾山ゾーン、寄藻川ゾーン、宮迫地区、御許山地区の8つのゾーン）を基本的に踏襲し⁽⁶⁾、新たに史跡周辺の保存活用に関する範囲を設けるとともにそれらを細分し、御許山地区についても細分することで、地区的特性を浮かび上がらせ、確実な保存を図る。

史跡宇佐神宮境内は大きく宇佐神宮地区と御許山地区との二つに分かれるが、今回、史跡周辺の保存活用に関する範囲として御許山正参道を一つのゾーンとすることにより、両者が文字通り一つの史跡であることを見示している。

各ゾーンごとに、地区の特性（特徴）と保存の方針を記す。

※本計画の策定にあたり、『天然記念物宇佐神宮社叢緊急調査報告書』との整合性や、情勢の変化などから、一部名称を変更したゾーンがある。変更箇所は下記のとおり。

(変更前) 亀山ゾーン	⇒	(変更後) 小椋山ゾーン
(変更前) 宮司邸・球場ゾーン	⇒	(変更後) 宮司職舎・球場ゾーン

表 6-2-1 史跡宇佐神宮境内のゾーニング一覧

地区区分	ゾーン名	主な構成要素等
宇佐神宮地区	史跡指定地内 神宮境内地区	(i) 小椋山ゾーン 上宮、社叢、下宮ほか
		(ii) 弥勒寺ゾーン 弥勒寺跡、西参道、神宮厅ほか
		(iii) 頓宮・菱形池ゾーン 正参道、菱形池、頓宮ほか
		(iv) 宮司職舎・球場ゾーン 宮司職舎、宇佐神宮球場ほか
		(v) 大尾山ゾーン 大尾神社、護皇神社ほか
		(vi) 寄藻川ゾーン 寄藻川、吳橋ほか
	宮迫地区	西谷道、中谷道、東谷道ほか
御許山正参道	史跡指定地外 社寺ゾーン	大楽寺、百体社、化粧井戸ほか
	宇佐の町なみゾーン	勅使街道、極楽寺、大善寺ほか
	宇佐の山なみゾーン	阿良礼宮、六地蔵（板碑）ほか
御許山地区	史跡指定地外 御許正参道ゾーン	御許山への丁石ほか
御許山地区	史跡指定地内 大元神社・六坊跡ゾーン	大元神社、六坊跡、正参道ほか
	森林Aゾーン	龍の駒、首なし地蔵ほか
	森林Bゾーン	
	登山道・林道ゾーン	御許山登山道（正覚寺口）ほか

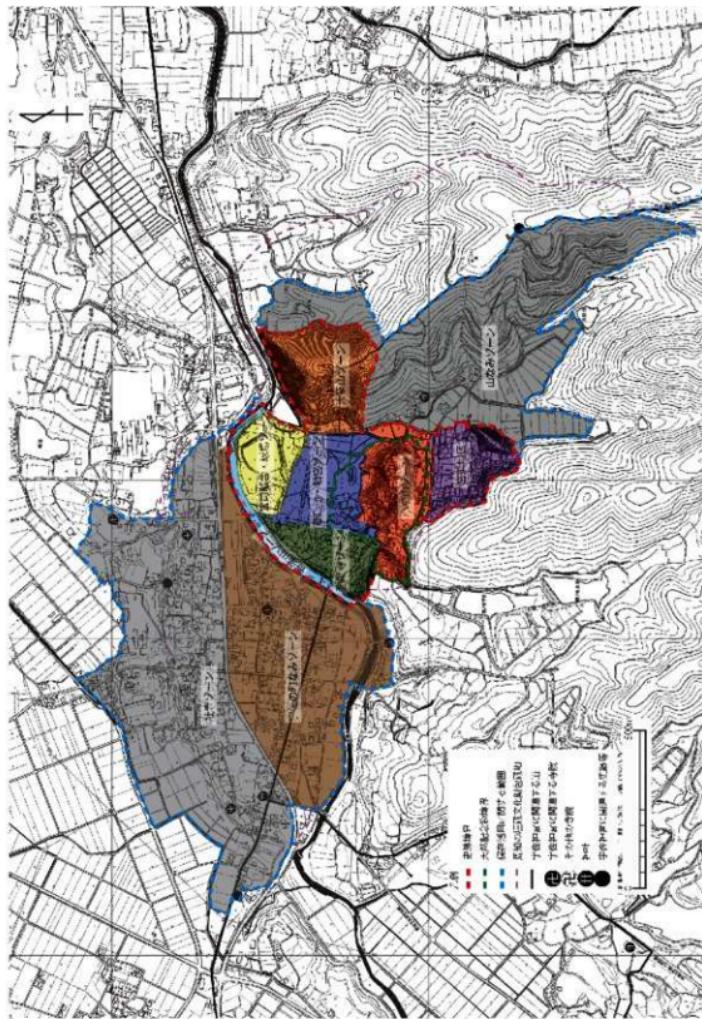


図 6-2-1 史跡宇佐神宮境内（宇佐神宮地区）ゾーニング図
〔この地図は、大分県知事の承認を得た森林資源データから作成したものである（承認番号3-10号 令和3年1月31日）〕

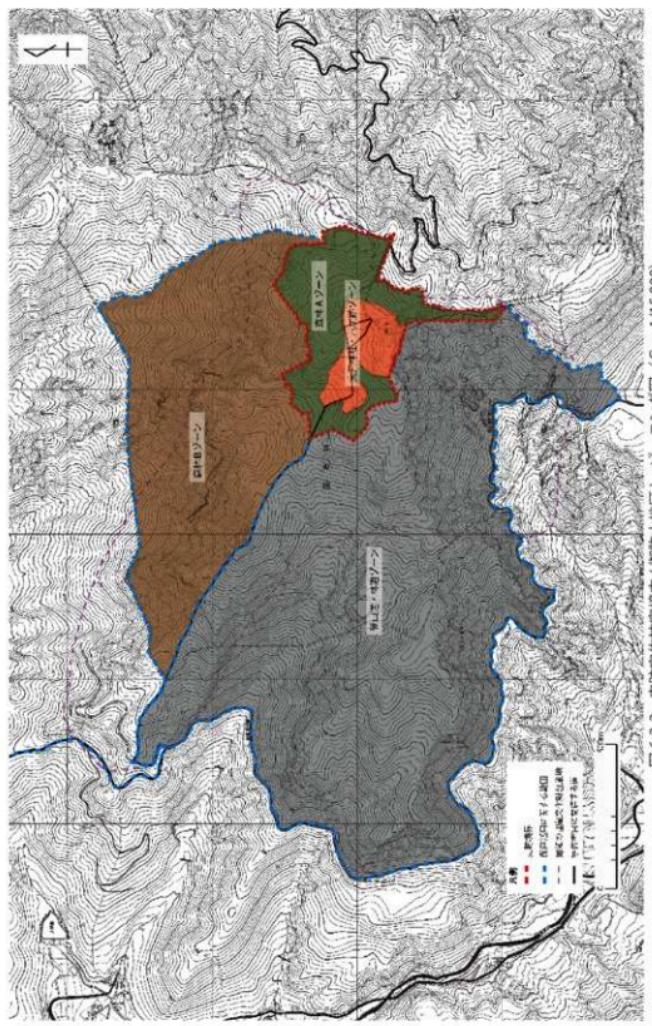


図 6-2-2 史跡宇佐神宮境内（御許山地区）ゾーニング図（S=1/15,000）
（この地図は、大部分が切妻の通路を組む森林資源性データから作成したものである。
参考測量番号31-10号 令和3年3月31日）

(この成果品は、大分県知事の承認を得た森林資源情報データから作成したものである（承認番号3-10号 令和3年3月31日）

A 小椋山ゾーン

保存管理計画における記載の要旨

- 国宝本殿はじめ歴史的・建築的に重要な建造物などの文化財が集中し、これを包むイチイガシを中心とした社叢(天然記念物指定地を含む)とともに最も重要な宗教的、歴史的空间を形成している。
- 厳正な保存はかかることはもとより、回廊その他変容されているものについては必要に応じて復元整備などを行う必要がある。
- 建造物については、「史跡宇佐神宮境内の構成物件」の価値評価に基づいて、保存管理及び整備事業を計画するべきである。
- 絵図や文献史料に見える社殿や重要施設で、遺構が未確認のものについて調査を行い、その結果特に整備・公開すべきものが検出されれば、周辺の景観と調和した整備を進めることがのぞましい。

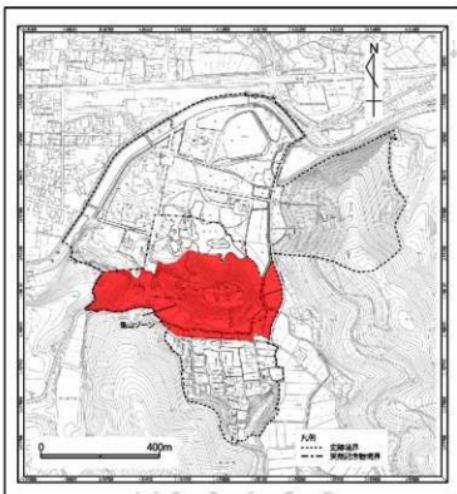


図 6-2-3 小椋山ゾーン位置図 ($S=1/20,000$)

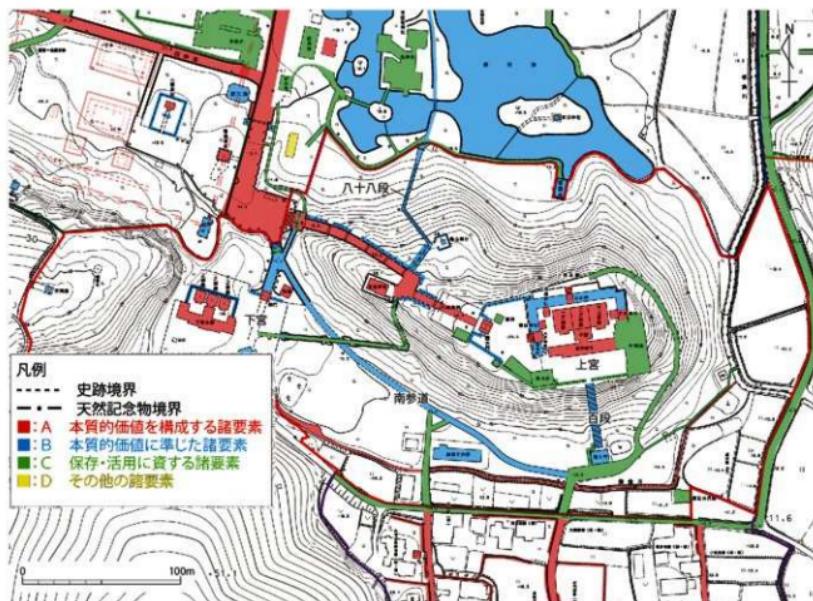


図 6-2-4 小椋山ゾーンの構成要素位置図 ($S=1/3,000$)

表 6-2-2 小椋山ゾーンの構成要素

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素	C 保存・活用に資する諸要素	D その他の諸要素
建造物	国宝本殿(3棟) 北辰神社本殿(県有文) 春日神社本殿 住吉神社本殿 上宮申殿 上宮南中樓門(県有文) 上宮西中門 上宮東中門 上宮北中門 上宮西大門(県有文) 八幡鳥居(県有文) 若宮神社本殿 若宮神社拝殿 若宮透塀 下宮本殿(3棟) 下宮申殿 下宮回廊 下宮神門 高倉(県有文)	上宮渡殿 上宮西回廊 上宮東回廊 上宮土間回廊 上宮透塀 西大門脇門 南大门 龟山神社本殿 龟山神社透塀 石灯籠群 上宮石畳 上宮石段(百段) 下宮正門 下宮透塀 下宮荒垣 下宮御炊殿(授与所) 下宮石畳 御木屋(工作所)	祈祷殿 神符授与所 神井 献金所 透塀(百段左右) 鳥居(御輿掛石段上) 鳥居(八十八段下) 下宮鳥居 倉庫 西大門付近のトイレ モノレール	旧馬小屋
地下遺構	経蔵跡(未確認) 護摩堂(未確認) 神輿庫(未確認) 率いざれも絵図に描かれた建造物	—	—	—
参道、石段等	上宮までの石段	菱形池から龟山神社付近までの石段(八十八段) 南参道	上宮東側の舗装道(管理道) 若宮神社前から下宮までの石段	—
自然的要素	宇佐神宮社叢(国天記) 御炊川			シロアリ、イノシシ、シカ等

【保存の方針】

国宝本殿をはじめとする歴史的建造物や宇佐神宮社叢等が集中する範囲で、史跡の本質的価値が最もあらわれている区域である。

建造物の大部分は檜皮葺屋根であり、定期的な葺き替えや塗替え等、計画的な修理が必要となる。建造物の中にはシロアリ害を受けているものもあるため、定期的な点検を行うことが望ましい。

地下遺構としては、「豊前国宇佐宮絵図」をはじめとする絵図に描かれた経蔵跡や護摩堂跡等が想定され、注意が必要である。

天然記念物全種が含まれているため、史跡と天然記念物の調和も必要である。天然記念物と史跡の構成物件との関係性については、本節(ii)「天然記念物宇佐神宮社叢のゾーニングによる保存」で整理する。

B 弥勒寺ゾーン

保存管理計画における記載の要旨

・弥勒寺跡は、宇佐神宮の歴史はもとより、我国の神仏習合の歴史を考えるうえで、欠かすことのできない遺跡である。

・重要な建造物は少なく、神宮庁・参集殿・宝物館など宇佐神宮の管理運営に直結する施設が集中している。これらの施設の修理・改築等の計画が予想されるが、その際には弥勒寺跡の関連遺構の有無を確認し、調査結果によって適切な措置をとる必要がある。

・西参道の南側は、発掘調査により、金堂・講堂など伽藍中心部の遺構や寺域などはほぼ全容が判明している。これらの成果をふまえ、弥勒寺跡の本来の地割り及び伽藍配置を基にした抜本的・長期的展望に立った整備・公開の計画が必要と考えられる。

・寺跡の整備・公開が実現すれば、宇佐神宮境内は一層充実した価値の高い寺跡空間となるはずである。なお整備にあたっては、特に次の点に関する配慮が必要である。

①相撲場撤去後の調査と整備

この部分は伽藍中心部の西南部分を占め、経蔵跡などの重要遺構のあった場所である。相撲場を撤去し、これらの遺構の確認調査を行い、その結果をふまえて全体の整備構想に折り込むべきである。

②弥勒寺跡北側部分の調査と整備

・西参道より北側は大半が現神宮庁をはじめとする神宮の中心施設が所在する。

・参集殿・宝物館等の建設に伴って事前の発掘調査が行われているが、なお不明の部分が多い。絵図や文献によれば、この地区には多くの弥勒寺関連の堂宇や施設が存在したところである。これらの遺構の確認調査を行い、その結果をふまえて整備・活用方針を策定する必要がある。

・将来的には史跡にそぐわない建物などの移転も含め、神宮境内地全体をみわたした視点での整備計画を検討すべきであろう。

※ ___は既に実施済み

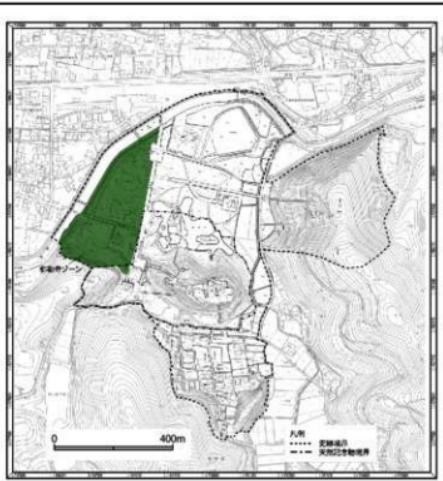


図 6-2-5 弥勒寺ゾーン位置図 (S=1/20,000)



図 6-2-6 弥勒寺ゾーン構成要素位置図 (S=1/3,000)

凡例

- 史跡境界
- - - 天然記念物境界
- : A 本質的価値を構成する諸要素
- : B 本質的価値に準じた諸要素
- : C 保存・活用に資する諸要素
- : D その他の諸要素

表6-2-3 弥勒寺ゾーンの構成要素

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素	C 保存・活用に資する諸要素	D その他の諸要素
建造物	八坂神社本殿 春宮神社本殿 黒男神社本殿	八坂神社鳥居・同透塀 春宮神社荒垣 黒男神社透塀 琴平神社鳥居・同本殿 稻荷神社鳥居・同祠 天満神社鳥居・同祠 粟島神社祠 稻荷神社祠 祓所 御廟所跡 頬掛地蔵	宇佐神宮庁 勅使齋館・同源氏塀 祭器庫 会議室 参集殿 宝物館 職員駐車場遮蔽板塀 参集殿北側トイレ 一柱膳宮御彰碑 弥勒寺標柱 弥勒寺の説明版	—
地下遺構	弥勒寺跡(未確認遺構含む) 弥勒寺僧坊跡(未確認)	—	—	—
参道、石段等	西参道	北側神橋周辺参道	参集殿南側参道 参集殿西側参道 弥勒寺金堂等西側参道(粟島神社等)	—
自然的要素	—	放生池 初沢池	—	寄藻川右岸法面周辺の竹林 参道周辺の危険木

【保存の方針】

ゾーン全域が弥勒寺の寺域跡で、重要な地下遺構が最も集中している。小椋山ゾーンと並んで史跡の本質的価値が多く表れている区域であると同時に、神宮庁や宝物館といった保存活用の上で重要な施設が集中する区域でもある。

春宮神社や八坂神社等の檜皮葺屋根の社殿は絵図からも確認することでき、弥勒寺跡周辺の歴史的な景観や建造物の配置などを考える上でも重要で、建造物の構造等を維持することが望ましい。

神宮庁や宝物館は、史跡の維持管理や宗教法人の活動等に不可欠であり、宝物館は宇佐神宮に関する情報発信等に貢献している。なお、神宮庁や勅使齋館付近には弥勒寺の東宝塔や政所といった建物の遺構が想定されるため、建替えや増築等の際には注意を要する。

弥勒寺の金堂跡や講堂跡等の主要伽藍遺構については比較的良好に保存されており、今後も維持し続けることが重要である。弥勒寺跡西側の寄藻川右岸に竹林が繁茂しており、史跡内に侵入する可能性があるため、定期的な伐採等の対応が必要である。

西参道には弥勒寺東大門の礎石なども残っており、近世以前と道幅がほとんど変わっていないこともうかがえる。

C 須宮・菱形池ゾーン

保存管理計画における記載の要旨

- 龜山ゾーンに鎮座する上宮、下宮などの造替に伴い仮宮が営まれた一帯、及び八幡神が池のほとりに殿治翁となって発現した伝承をもつ菱形池を含む地区である。
- 古絵図には各種の社殿が描かれているが、現在は小規模な須宮本殿等が残るのみで、歴史的に重要な建造物などは少ない。
- 旧来の地割りにあわない新たな参道が造られたり、菱形池の拡張がなされるなど、史跡としての保存状態は必ずしもよくない。
- 絵図や文献史料を参照しつつ計画的に発掘調査を行い、保存・整備事業をすすめる必要がある。

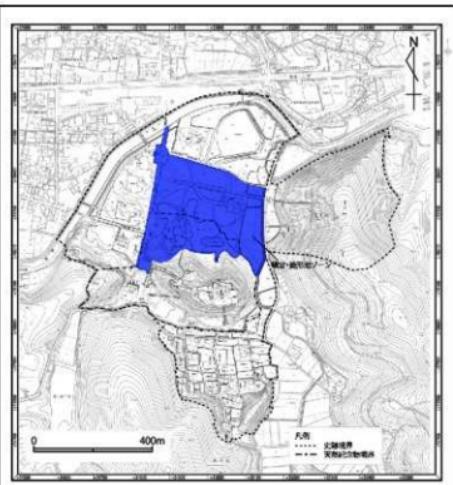


図 6-2-7 須宮・菱形池ゾーン位置図 (S=1/20,000)

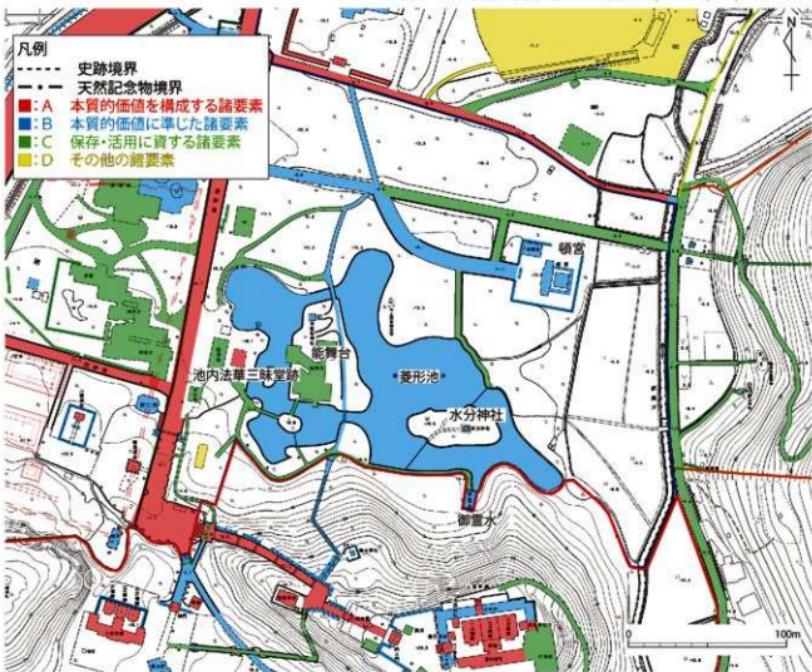


図 6-2-8 須宮・菱形池ゾーン構成要素位置図 (S=1/3,000)

表 6-2-4 頓宮・菱形池ゾーンの構成要素

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素	C 保存・活用に資する諸要素	D その他の諸要素
建造物	—	水分神社本殿 木匠祖神社本殿 頓宮本殿・同神奥廬・同透塀・同荒垣・同鳥居 大鳥居(正参道)	能舞台・同楽屋 絵馬堂 手水舎 鳥居(御靈水前) 菱形池北側トイレ・同板塀	—
地下遺構	池内法華三昧堂跡 正参道棲門跡(未確認) 下宮頓宮跡(未確認) 若宮神社頓宮跡(未確認)	仮宮跡(未確認)	菱形池護岸(昭和造営時の木杭等)	—
参道、石段等	表参道	大尾参道西側	菱形池南側参道(御靈水前まで) 大尾参道東側	—
自然的要素	宇佐神宮社叢(一部)	菱形池 ヒメハルゼミ(市天記)	—	菱形池周辺の危険木(社叢内) 菱形池東側の竹林 水生外来生物(アカミミガメ等)

【保存の方針】

菱形池とその北側に残る頓宮を中心とする区域で、建造物が比較的少ない区域である。

菱形池西側では池内法華三昧堂跡が確認されており、この他にも絵図に描かれた正参道棲門跡や下宮頓宮跡、若宮神社頓宮跡等が残っている可能性があり、注意が必要である。

菱形池付近にある水分神社や木匠祖神社などは昭和の大造営で新築または改築された社殿で、必ずしも現況を維持する必要はないが、史跡景観との調和は重要である。

菱形池の護岸や菱形池南側参道、池内部の石橋の基礎付近等には樹木や洗掘により隙間が生じている箇所があるため、実生木の除去や安全性の確認等が必要である。東側の水田付近から竹林が繁茂しつつあるため、定期的な伐採等の対応が必要である。

D 宮司職舎・球場ゾーン

保存管理計画における記載の要旨

- 中・近世には東参道に接して、宮司職舎や諸社家が存在した可能性のある地区である。
- 近世には宮司職舎内に勤使斎館が存在した。宮司職舎の門は建築的に重要であり、発掘調査によって塀を含む地割りを明らかにする必要がある。
- 宇佐神宮の正面景観の保持という面から、野球場はなるべく早い時期に撤去し、その跡地については、発掘調査に基づいて保存計画を立てるべきである。
- 有望な遺構などが存在しない場合の跡地の利用については、宇佐神宮の管理・運営、あるいはその歴史と文化財の保護・顕彰に係わる多目的な施設の整備など、効果的な活用をはかる空間としての位置づけが可能である。

凡例

- 史跡境界
--- 天然記念物境界
■: A 本質的価値を構成する諸要素
■: B 本質的価値に準じた諸要素
■: C 保存・活用に資する諸要素
■: D その他の諸要素

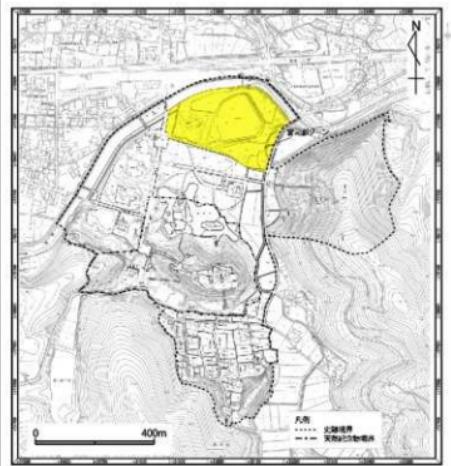


図 6-2-9 宮司職舎・球場ゾーン位置図 (S=1/20,000)

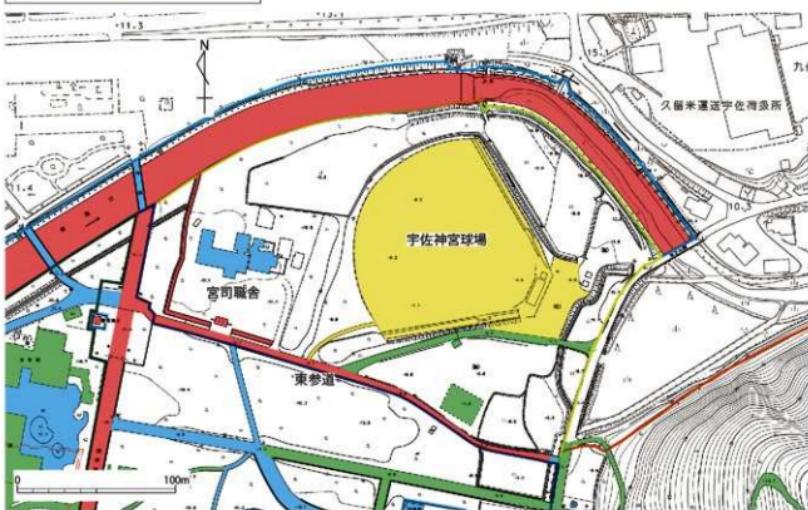


図 6-2-10 宮司職舎・球場ゾーン構成要素位置図 (S=1/3,000)

表6-2-5 宮司職舎・球場ゾーンの構成要素

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素	C 保存・活用に資する諸要素	D その他の諸要素
建造物	宮司職舎表門 宮司職舎堀	宮司職舎・同透堀 東参道東側太鼓橋	給水ポンプ	宇佐神宮球場・同駐車場
地下遺構	大塔跡(未確認)	—	—	—
参道、石段等	東参道	—	—	—
自然的要素	—	—	—	宮司職舎周辺の樹木

【保存の方針】

東参道と宮司職舎からなる区域で、東半は宇佐神宮球場として利用される。

地下遺構としては大塔跡が想定される。寛永5(1628)年の絵図には、東参道の北側に大塔が描かれており、現在の宮司職舎付近に建てられていた可能性が高い。

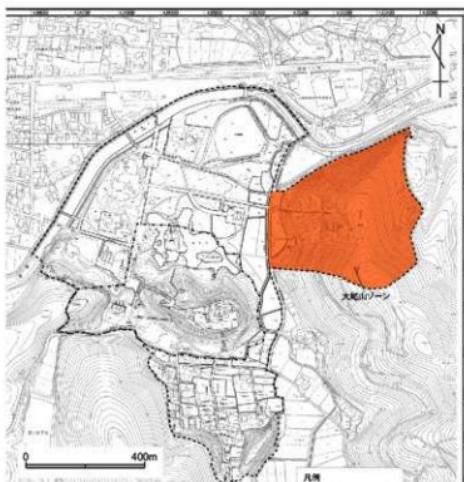
宮司職舎周辺に樹木が繁茂しており、対応が必要と考えらえる。

宇佐神宮球場は、現在、市内の軟式野球大会等に利用されておりスポーツの振興や健康増進などに役立っているものの、史跡内にあるべき施設とは言い難く、関係各課と今後の対応について協議する必要がある。

E 大尾山ゾーン

保存管理計画における記載の要旨

- ・神護景雲間に一時社殿が移された大尾神社などが鎮座する。
 - ・周辺の歴史的、自然的環境は比較的よく保存されている。本殿のほかに重要な社殿などは存しないが、なお建物遺構などを確認する調査を行う必要がある。
 - ・境内の中心部から離れているため保存管理は十分にゆきとどいているとはいえない。今後は環境保存につとめるとともに、説明板の設置や参道の整備などをを行い、積極的な保存・活用を検討すべき地区である。
- は既に実施済み



凡例

- | | |
|-------|---------------|
| ----- | 史跡境界 |
| - - - | 天然記念物境界 |
| ■: A | 本質的価値を構成する諸要素 |
| ■: B | 本質的価値に準じた諸要素 |
| ■: C | 保存・活用に資する諸要素 |
| ■: D | その他の諸要素 |

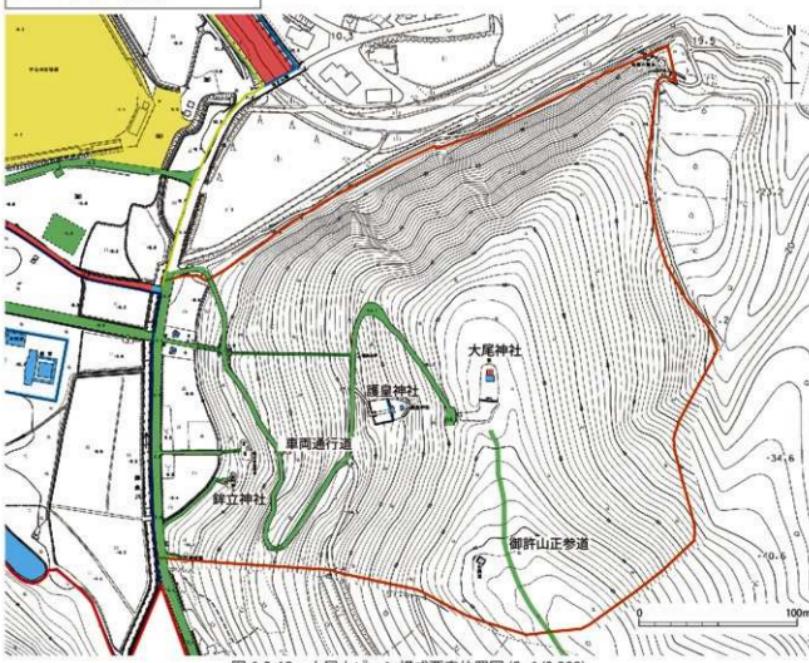


表 6-2-6 大尾山ゾーンの構成要素

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素	C 保存・活用に資する諸要素	D その他の諸要素
建造物	大尾神社本殿 鉢立神社	大尾神社中門・同透塀・ 同鳥居 護皇神社中門・同透塀・ 同鳥居 参道脇狛犬、石灯籠 和氣公の碑	—	—
地下遺構 参道、石段等	—	—	石段 車両通行道 御許山正参道	—
自然的要素	大尾山	—	—	—

【保存の方針】

大尾神社、護皇神社等の社殿が中心となっており区域の大部分は山地である。

社殿の維持にかかる現状変更行為は原則的に認める。護皇神社は昭和の大造営で菱形池周辺から移されたもので、社殿等は近代に建てられたものである。

参道の大部分も近代以降に造成または改修されており、また、絵図等にも大尾神社本殿以外の社殿は描かれない。そのため、地下遺構として残っている建造物があるかどうかも不明である。

F 寄藻川ゾーン

保存管理計画における記載の要旨

- 寄藻川の河川敷からなる地区である。
- 弥勒寺の西門に続く独特の建築様式をなす呉橋ほか、神宮の歴史的、自然的景観をささえ重要な構成要件である。
- 呉橋の保存はもちろん、水の浄化及び護岸の整備などによって史跡にふさわしい景観創出につとめる必要がある。
- 河川の維持・管理にかかるさまざまな現状変更の計画が予想されるが、上記のこととをふまえ関係機関・部局と周到な事前協議を行い、その保全を図るべきである。

凡例

- 史跡境界
 - - - 天然記念物境界
 ■: A 本質的価値を構成する諸要素
 □: B 本質的価値に準じた諸要素
 ▲: C 保存・活用に資する諸要素
 ▼: D その他の諸要素



図 6-2-13 寄藻川ゾーン位置図 (S=1/20,000)

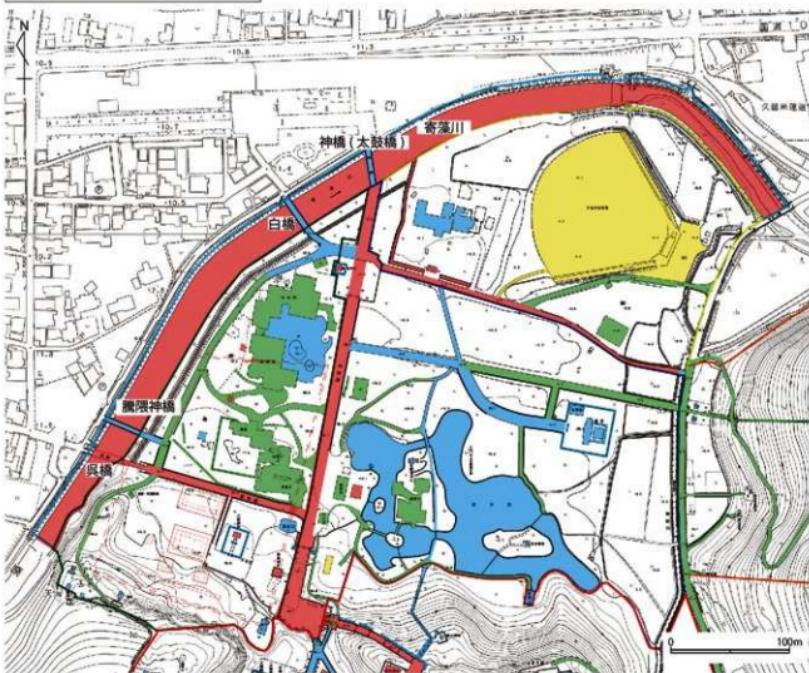


図 6-2-14 寄藻川ゾーン構成要素位置図 (S=1/4,000)

表 6-2-7 寄藻川ゾーンの構成要素

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素	C 保存・活用に資する諸要素	D その他の諸要素
建造物	呉橋(県有文)	太鼓橋(正参道北側) 神橋 白橋	—	—
地下道構	—	—	—	—
参道、石段等	—	—	寄藻川左岸の道路(史跡外) 勅使街道(史跡外)	—
自然的要素	寄藻川	—	—	寄藻川護岸の竹ほか

【保存の方針】

寄藻川とその河川敷が対象となる区域であり、呉橋のほかに、鉄筋コンクリート製の橋が3基ある。呉橋は屋根檜皮の老朽化や脱落がすすんでおり、修復が必要である。神橋はいずれも昭和の大造営で架橋されたもので、老朽化等に注意が必要である。寄藻川護岸の法面付近に竹林が広がりつつあり、定期的な伐採等の対応が必要である。

G 宮迫地区

保存管理計画における記載の要旨

・全域が民有地からなる地区である。南北にのびる3本の道が基本的な地割りを示しており、心乗跡の所在する西谷道西側の石垣等に往時の遺構と景観を残す。

・全体として埋蔵遺構の存否はなお不明のままである。次の方針で保存管理にあたる。

①計画的な遺構確認調査の実施

絵図等の資料を参考としつつ、計画的に遺構確認のための調査を行ない、宮迫地区的全体像と遺構の保存状況や内容を解明する。

②保存・整備計画の策定

長期的展望に立つ保存・整備計画を策定し、これに基づいて適正な保存・活用をはかる。

③緊急を要する現状変更への対応

・当該地の住民による、民家の改築、建て替えその他の現状変更の申請があることが予想される。必要により緊急の遺跡確認調査を実施し、その結果重要な遺構等が確認されたときはその保存をはかる。遺構が検出されない場合も、この地区の歴史的景観保全の視点から、環境に調和した工事計画とするよう指導する。

・心乗跡周辺をはじめとして、道路や水田及び宅地の石垣などからなる本地区の集落景観そのものが歴史的内容をつたえるものであり、現状の集落が存続することが史跡の保存にとって大切である。

・重要遺構を破壊しない範囲での住環境の整備は必要であり、そのための現状変更是ある程度やむをえない。

・基本的な地割りや重要遺構及び集落の歴史的景観については保存する必要があり、土地所有者の要望がある場合は、土地の公有地化などをはかる必要がある。

・現状変更については具体的・現実的な対応が必要であり、ここでは基本的な考え方を述べておくことにして、関係住民と行政機関の関係者などの協議に基づく詳細な管理保存計画を策定する必要がある。

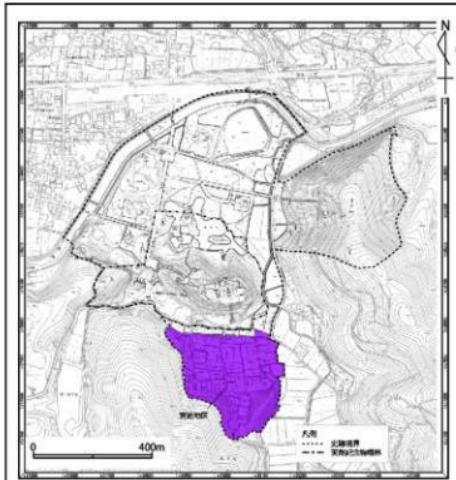


図 6-2-15 宮迫地区位置図 (S=1/20,000)



図 6-2-16 宮迫地区構成要素位置図 (S=1/3,000)

表 6-2-8 宮迫地区的構成要素

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素	C 保存・活用に資する諸要素	D その他の諸要素
建造物	栄興寺心乗坊表門		宮迫地区住民住居 宮迫地区公民館	宮迫地区内の空家
地下遺構	坊跡石垣、土塁ほか	—	—	—
参道、石段等	東谷道 中谷道 西谷道	—	宮迫地区北側の市道	—
自然的要素	宮迫地区的集落景観	水田	—	—

【保存の方針】

大部分が宮迫地区住民の居住区又は水田等だが、西谷・中谷・東谷の各道路の他に石垣や土塁が残るため、大規模な地形変更等を伴う農地の改良等については、注意を要する。

建造物として唯一残る栄興寺心乗坊表門は、令和3年度に修復工事を実施中である。心乗坊跡付近をはじめ、石垣には孕みや緩みが生じているものも少なくなく、3次元計測等による記録作成も必要である。

本地区的集落景観そのものが本質的価値に結び付くものであり、現状の集落を維持することが必要であるため、個人住宅の建替えや増築、水道管の改修など住民の生活基盤に基づき必要不可欠な現状変更行為については、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経て、事前の発掘調査等を実施することで許可する。ただし、工事に際しては集落景観に調和するよう、配慮を求める。

H 御許山地区

保存管理計画における記載の要旨

- 御許山山頂部の山林の中には、神宮奥宮、坊跡の遺構のほか数多くの石造文化財が分布し、宇佐神宮社地、民有地、国有地からなる。
- 主要文化財の多くは宇佐神宮境内地に集中し、一部国有地に展開している。宇佐神宮境内地は、比較的よく整備される一方、神宮境内と民有地にある坊跡には植林がなされており石垣の一部が崩壊したものもある。全体的に遺構の遺存状態は良好で、計画的に発掘調査などを実施し、環境整備がなされれば、史跡公園として面目を一新する可能性を十分に秘めている。次の方針で保存管理にあたる。

① 現状変更への対応

神宮境内地で宗教活動の目的でなされる改築等の現状変更については、史跡の歴史的景観をそこなうことなく整備充実する方向で進めるよう指導する。史跡に影響を及ぼさない範囲での営林事業はこれを尊重する。国有地については、水源保安林・風致保安林となって伐採が禁止されており、その他の史跡隣接地も複層林とするため伐採に際しては皆伐はしないことになっている。今後も林野庁の施業計画策定の方針が変わらないよう協議を行う。

② 史跡の保全のための管理事業と諸調査の実施

坊跡等の樹木で、遺構を破壊するおそれのあるものを伐採するとともに、坊地区的全体計画に基づいて遺構確認のための計画的な継続調査等を行い、今後の保存活用のための資料とする。

③ 整備にあたっての基本の方針

この地区は、宗教的史跡に加えて緑ゆたかな自然に包まれた広大な空間である。歴史および自然の学習と体験の場として、整備・活用が望まれる。史跡指定地周辺の山林、および中腹に位置する正覚寺地区等も含めた広域の保全・整備構想が必要となる。関連機関・部局との調整を十分に行い、必要により協力・連携して事業を推進すべきである。

④ 国有林の払下げ、民有林の公有化の促進

坊跡などの重要遺構は国有地にまたがり、山林となっている。このような地区については払下げを受け、整備構想にとりこむべきである。また指定地内の民有林も、史跡の整備の視点から公有化することが望まれる。

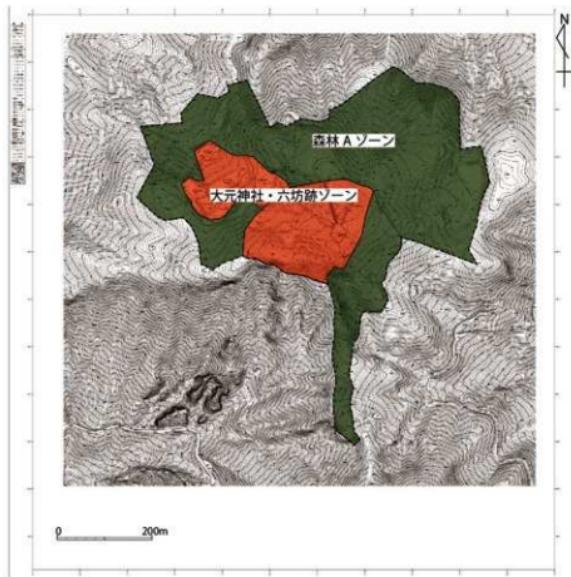


図 6-2-17 御許山地区 ゾーニング図 (S=1/10,000)

表6-2-9 御許山地区的構成要素

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素	C 保存・活用に資する諸要素	D その他の諸要素
建造物	大元八坂神社本殿	大元神社拝殿 各種石造物 龍の駒(巨石)	大元神社社務所	大元神社旧社務所
地下遺構	六坊跡	六坊跡付近の近世墓	—	—
参道、石段等	御許山正参道 石畳、石段(大元神社北側)	—	御許山正参道(史跡外) 林道平山線 正覚寺からの登山道	—
自然的要素	御許山 神石(三巨石)	御許山のアカガシ林	—	—

【保存の方針】

大元神社・六坊跡ゾーンでは、谷ノ坊跡などで石垣の崩落が進行しており、早急な対応が必要である。石垣の崩落に備えて、3次元計測等による現状記録の作成、石垣・基壇範囲等の詳細な分布状況、石垣損傷の原因となりうる樹木の樹種や、石垣の修理や樹木の伐採についての方針を決定する必要がある。

大元八坂神社等の社殿のほか、旧社務所の老朽化等が今後懸念されるため、注意が必要である。社殿等を維持するための修理等については原則的に許可するが、工事用車両の通行や資材の運搬等のための道路の新設や拡幅については、関係機関との協議、現状変更許可申請等の必要な手続き、事前の発掘調査等を実施したうえで許可する。

森林Aゾーンは国有林であり、間伐等の基本的な管理に関しては原則的に許可する。ただし、搬入・搬出用林道の新設など、大規模な地形改変が必要な現状変更行為に関しては、事前の現地踏査や発掘調査を実施する。発掘調査の結果、重要遺構が確認された場合は、工法あるいは工事箇所の変更等について協議を行う。

I 社寺ゾーン

大乗寺・円通寺等の寺院、百体社・化粧井戸、宮成家墓所等の文化財が残る地域である。化粧井戸周辺はかつては「松隈」とも呼ばれ、宇佐宮中への入口とされていた場所である。

区域の北側丘陵上は水田として利用されており、丘陵の斜面から下位には個人住宅や小学校もあり、住宅地として利用される。

周知の埋蔵文化財包蔵地としては大乗寺遺跡や今成大宮司館跡、一本ノ上遺跡等がある。包蔵地内で開発行為等が行われる場合は、文化財保護法第93条の届出等の必要な手続きのうえ、必要に応じて発掘調査を実施する。

表 6-2-10 社寺ゾーンの構成要素

分類	歴史的諸要素(関連する文化財)	保存・活用に資する諸要素
建造物、施設等	大乗寺、円通寺、北山觀音堂、崇福寺、瑞泉寺、百体社、化粧井戸	宇佐小学校、宇佐公民館、宇佐文化財資料室
地下遺構	宇佐町遺跡、北田遺跡、一本ノ上遺跡、大乗寺遺跡、宮成家墓所、凶首塚古墳ほか	—
参道、石段等	勅使街道、丘陵部からの切通	国道 10 号線
自然的要素		

J 宇佐の町なみゾーン

近代の造営以前の正参道であった西参道につながる勅使街道周辺の町家があった場所で、勅使街道や極楽寺、藤田遺跡等の文化財、近世以前の地割が良く残る。

この地域は、宇佐市都市計画マスタープランで設定された景観形成重点区域と大部分が重複しており、建築物の高さや色などに規制がある。

また、区域の大部分が周知の埋蔵文化財包蔵地（宇佐町遺跡、藤田遺跡）に含まれており、開発行為等が行われる場合は、文化財保護法第93条の届出等の必要な手続きのうえ、必要に応じて発掘調査を実施する。

表 6-2-11 町なみゾーンの構成要素

分類	歴史的諸要素(関連する文化財)	保存・活用に資する諸要素
建造物、施設等	極楽寺、大善寺	宇佐神宮駐車場、宇佐市観光協会、宇佐神宮仲見世
地下遺構	宇佐町遺跡、藤田遺跡	—
参道、石段等	勅使街道、	寄藻川河川敷の散策路

K 宇佐の山なみゾーン

宇佐神宮南東側の丘陵部であり、丘陵の下位には宮迫地区住民の水田等もある。阿良礼宮等の宇佐神宮に関連する祠なども分布する。

周知の埋蔵文化財包蔵地としては丘陵部に宇佐神宮境内遺跡があり、開発行為等が行われる場合は、文化財保護法第93条の届出等の必要な手続きのうえ、必要に応じて発掘調査を実施する。

表 6-2-12 山なみゾーンの構成要素

分類	歴史的諸要素(関連する文化財)	保存・活用に資する諸要素
建造物、施設等	阿良礼宮	—
地下遺構	宇佐神宮境内遺跡	—
参道、石段等	御許山正参道	—
自然的要素		—

L 御許山正参道ゾーン

大部分は林道御許線として利用されており、舗装道である。既存路面の補修であれば問題はないが、道路協力に御許山までの丁石が残っている箇所があり、道路の拡幅等が行われる場合は注意が必要である。

表 6-2-13 社寺ゾーンの構成要素

分類	歴史的諸要素(関連する文化財)	保存・活用に資する諸要素
建造物、施設等	御許山丁石	—
地下遺構	宇佐神宮境内遺跡	—
参道、石段等	御許山正参道	—
自然的要素	—	—

M 森林Bゾーン

区域全域が国有林であり、なつかつ周知の埋蔵文化財包蔵地（御許山）に含まれる。そのため、搬入・搬出用林道の新設など、地形改变を伴う開発行為がある場合、事前の現地踏査や発掘調査を実施する。発掘調査の結果、重要遺構が確認された場合は、工法あるいは工事箇所の変更等について協議を行う。

保存
6
6

表 6-2-14 森林Bゾーンの構成要素

分類	歴史的諸要素(関連する文化財)	保存・活用に資する諸要素
建造物、施設等	—	—
地下遺構	御許山（周知の埋蔵文化財包蔵地）	—
参道、石段等	—	—
自然的要素	御許山	国有林

N 登山道・林道ゾーン

御許山への登山道（御許正参道、正覚寺からの登山道）と林道御許線を境界とする範囲であり、御許山の保存と活用を考えるうえで重要な区域である。登山道部分は周知の埋蔵文化財包蔵地（御許山）に含まれるため、開発行為等が行われる場合は、文化財保護法第93条の届出等の必要な手続きのうえ、必要に応じて発掘調査を実施する。

表 6-2-15 登山道・林道ゾーンの構成要素

分類	歴史的諸要素(関連する文化財)	保存・活用に資する諸要素
建造物、施設等	—	—
地下遺構	御許山（周知の埋蔵文化財包蔵地）	—
参道、石段等	御許山正参道	正覚寺からの登山道
自然的要素	御許山	国有林

(ii) 天然記念物宇佐神宮社叢のゾーニングによる保存

天然記念物宇佐神宮社叢については、宗教的・文化的空間の形成に不可欠な、緑深い照葉樹の森を確実に保存（保全）するため、構成要素の多寡（植生分布）や地形等により、第1種区域から第4種区域までに区分分（表6-2-16、図6-2-18～図6-2-20）。区域の詳細は下記のとおり。

なお、社叢の保存にあたっては、歴史的建造物や参道との調和に努めなければならない。歴史的建造物や参道は、社叢とともに宇佐神宮の宗教的・文化的空間を形成しているものであり、樹木の倒伏や幹折れ、落枝によって建造物を損壊し、参拝者等に危険が及ぶような事態は避けなければならないからである。

第1種区域

本質的価値が最も現れている区域であり、上宮周辺（小椋山）部分と下宮西側部分からなる。上宮周辺はイチイガシ群集として特に重要な部分であり、基本的には人の立ち入りを制限する区域として厳格に保存するため、通常の見回り等は他区域から行う。下宮西側部分では一部にシイ・カシ二次林も分布するが、地形的に連続しており構造物等もなく、視覚的に地区区分を設定することが困難であるため、第1種区域とする。本来であれば、小椋山部分と同様に立ち入りは最小限にすべきではあるが、北西側の縁辺部付近で竹の繁茂がみられるため、計画的な伐採による竹林化の抑制、伐採後の点検やモニタリング方法等の検討が必要である。

第2種区域

歴史的建造物や参道と接する箇所で、落枝等から歴史的建造物等の損壊を防止し、参拝者の安全を確保するための区域として設定するものである。見回り等により、異常の有無の確認を行い、必要最小限の枝打ちや伐採等により社叢全体の調和を図ることをめざす区域である。

第3種区域

近代以降に樹林が広がった南参道以南と、社叢と一緒にとして指定地のなかに含みこまれた菱形池周辺からなる区域である。南参道以南は第1種区域を風等から保護するための緩衝地帯としての機能も果たしている。菱形池は八幡神顯現の地とも伝承され、八幡信仰において重要な場所であるが、これにより小椋山北側への竹の侵入等が防がれており、社叢の保全にも寄与している。また、同時に、水生の動植物等が生息する環境保全の場にもなっている。これらを第1種区域等と区別し、見回り等によって異常の有無の確認し、必要な措置を行う。

第4種区域

社殿や参道、祭事場などが分布する区域であり、社叢とともに境内の宗教的・文化的景観を構成する区域である。第2種区域を挟んで社叢との一体感を保全する。日常的な草刈りや清掃等を行い、清浄な状態の維持に努める。



ゾーニングのイメージ（第2種区域の範囲は実測範囲ではないため、要注意）

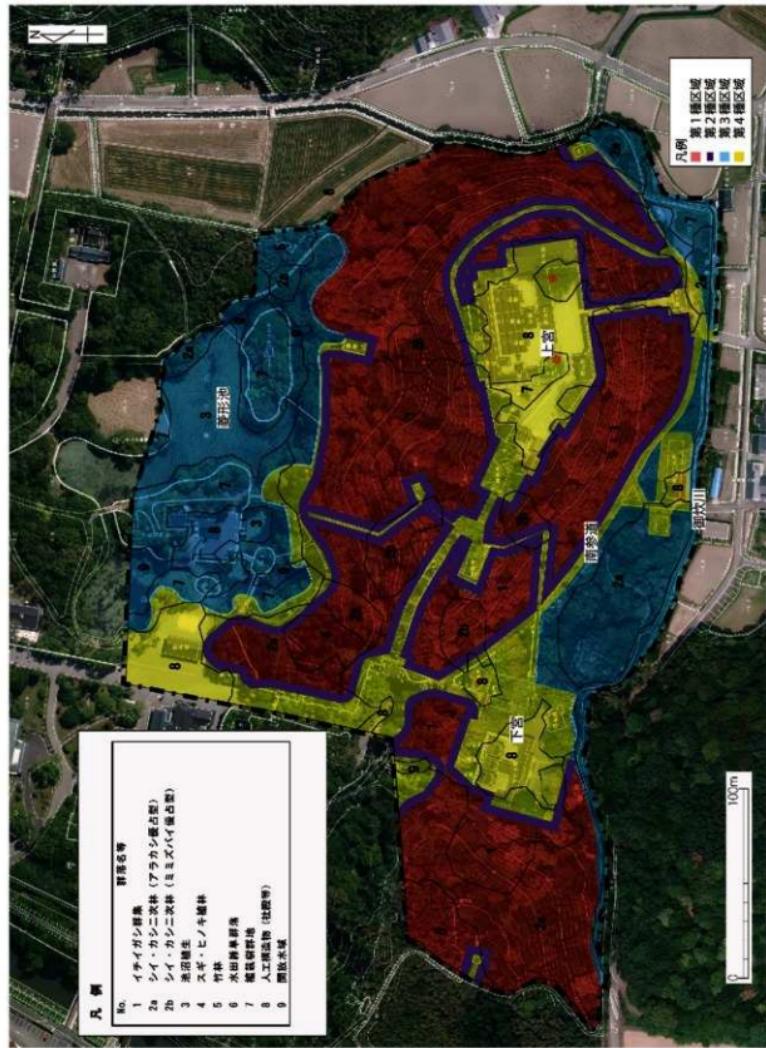


図6-2-18 天然記念物宇佐神宮付近の植生分布 (H29年度時点) ヒゾーニング範囲

表 6-2-16 天然記念物宇佐神宮社叢のゾーニング

ゾーン名	区域の説明	具体的な範囲
第1種区域	天然記念物の本質的価値が最も現れている区域	<ul style="list-style-type: none"> ・菱形池参道より南側から南参道の北端まで ・下宮周辺
第2種区域	天然記念物の本質的価値は現れているが、建造物や参道の損壊を防止し、参拝者等の安全を確保するための区域	第1種区域の内、建造物や参道の端から概ね5mの範囲
第3種区域	天然記念物の本質的価値に準じた要素からなる区域（社叢と一体となって価値を構成する菱形池も含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・南参道以南から御炊川まで ・菱形池
第4種区域	天然記念物指定地内にある社殿、参道、祭事場などが分布する区域	上宮周辺、下宮周辺、参道、亀山神社周辺、祓所、手水舎、絵馬殿

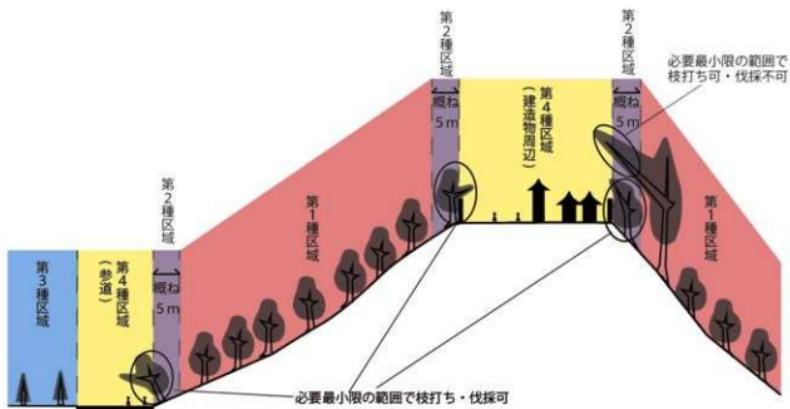


図 6-2-19 天然記念物宇佐神宮社叢のゾーニングと現状変更の方向性 模式図

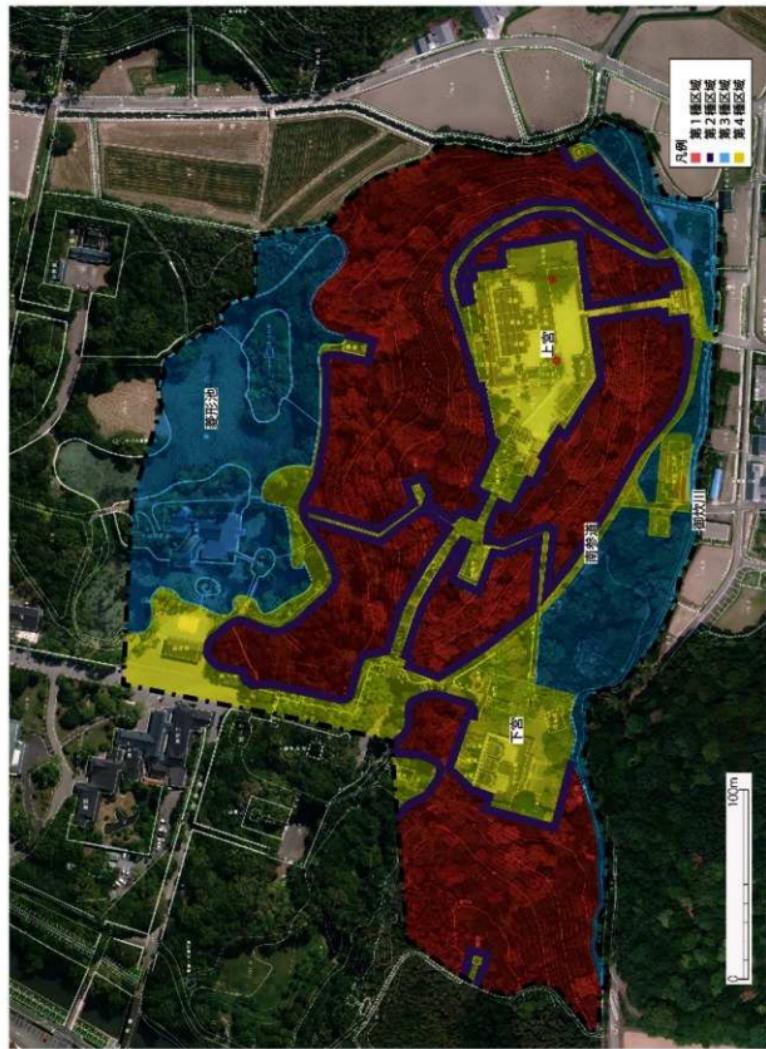


図 6-2-20 天然記念物手佐神宮社廟 リーニング図

保存
地図
6
2

(2) 構成要素ごとの適正な保存

第3章や前項で分類した指定地内外にある様々な要素ごとに、その基本的な保存管理方針を示す。日常的な清掃や点検といった、本計画の策定時に既に実施されている事項も含むが、今後も維持すべき事項であるため合わせて記載する。なお、下記の表の内、() 内は具体的に想定される実施主体である。

(i) 史跡宇佐神宮境内

A 本質的価値を構成する諸要素

種 別	保存管理方針
建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・消防栓等の防火施設については定期的な点検を行う。また、全面更新も視野に防災計画等の作成を検討する（宇佐神宮）。 ・維持的措置として定期的にシロアリ等の病虫害防除を行う（同上）。 ・部分的な小規模部材の破損等は維持的措置で対応し、経年的な劣化に対しては小修理を定期的に実施する。小修理のサイクルをくり返したのち、解体修理を検討する。 ・修理の優先順位を決めるため、立面図等の作成、現況調査等を踏まえ、修理計画等の作成を行う（宇佐神宮、宇佐市教育委員会）。
地下遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構は保存を大前提とし、遺構面に影響を及ぼす新たな掘削は行わない。現状変更等に際しては、遺構の確認とともにその厳正な保存を図る（所有者、宇佐市教育委員会）。 ・史跡の内容確認のための発掘調査を計画的に進める。調査は必要最小限の範囲とする（宇佐市教育委員会）。 ・御許山六坊跡の遺構分布調査等を検討する（宇佐市教育委員会）。 ・出土遺物は適切に保管するとともに、展示等公開活用を図る（宇佐市教育委員会）。 ・過去に出土・保管されている遺物についても再整理等、その適切な保存と価値の究明を行う（宇佐市教育委員会）。
参道、石段等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とし、破損が生じている場合は学術的な検討をふまえ、修理を行う。 ・宮迫地区・御許山地区（六坊跡）の石垣は3次元計測等により現況の把握、石垣カルテの作成等を行い、修復等保全の方針を検討する（宇佐市教育委員会）。
自然的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の地形を維持する。河川については法面等の竹草の伐採・除草により水面が観察できるように努める（所有者、河川管理者等）。 ・社叢については 191~192 ページの表を参照。
史資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な史料については目録、翻刻がなされているが、今後は写真撮影を計画的に行い、デジタル資料として整理・保管し、展示公開等に供することを目指す。

B 史跡の本質的価値に準じた諸要素

種別	保存管理方針
建造物	・本質的価値に準ずるものとして維持的措置、小修理等により適切に保存管理を行う。一方、近代に檜皮葺屋根の建造物として新築等がなされた建物については、どのような修理を行うかの方針を検討する必要がある。
地下遺構・遺物	・六坊跡付近に存在する近世墓は現状を維持するとともに、測量調査等を実施する。
参道、石段等	・現状維持を基本とし、破損が生じている場合は学術的な検討をふまえ、修理を行う。
自然的要素	・菱形池は社叢とともに宗教的・文化的景観を形成しており、現状の維持を基本とする。落葉等の除去を定期的に実施し、必要に応じて浚渫や池干等を実施する（宇佐神宮）。
	・御許山のアカガシ林については現状維持を基本とする。植生や具体的な範囲等について、調査を実施する。

C 史跡の保存・活用に資する諸要素

種別	保存管理方針
建造物	・大元神社旧社務所について危険でないかの点検を行うとともに、その取扱いについて検討する（宇佐神宮）。
	・トイレが常に衛生的に使用できるよう点検・清掃を行う（宇佐神宮）。
地下遺構	
参道、石段等	・モノレールは定期点検を行う（宇佐神宮）。
	・管理道や登山道は定期的な見回りのほか、荒天時等の後の点検を行い、破損が生じている場合は適切な方法で復旧を行う。

D その他の諸要素

種別	保存管理方針
建造物	・宇佐神宮球場の在り方について検討していく（宇佐市）。
	・大元神社旧社務所について、危険でないかの点検を行うとともに、その取扱いについて検討する（宇佐神宮）。
自然的要素	・宇佐神宮地区内の天然記念物指定地外において、建造物や地下遺構、景観等に悪影響のある樹木や竹などの植物については、必要に応じて伐採や枝打ち等を実施する（宇佐神宮）。
	・御許山六坊跡周辺の樹木については、石垣や地下遺構への影響について調査し、必要に応じて伐採等を実施する。

E 指定地の周辺環境を構成する歴史的諸要素

種別	保存管理方針
建造物	・宇佐神宮との関係について研究を深め、地域全体の景観形成に協力を求める（所有者、宇佐市教育委員会、地域住民等）。
地下遺構・遺物	・開発行為の早期把握に努め、埋蔵文化財の保護を適切に行う（宇佐市教育委員会）。
道路等	・宇佐神宮との関係について研究を深め、景観形成上の意味を十分踏まえて美装等の検討を行う（宇佐市）。
自然的要素	・境界としての機能を有する寄藻川の意義と景観形成上の意味を十分踏まえて改修等にあたっては協力を求める（河川管理者、宇佐市教育委員会ほか）。

F 指定地の周辺環境を構成する保存・活用に資する諸要素

種別	保存管理方針
建造物	・管理者と保存活用に関する意見交換を行い、地域全体での保存活用の手立てを講じていく。（所有者、宇佐市、地域住民等）
道路等	・管理者と保存活用に関する意見交換を行い、地域全体での保存活用の手立てを講じていく。（所有者、宇佐市、地域住民等）
誘導板等	・管理者と保存活用に関する意見交換を行い、地域全体での保存活用の手立てを講じていく。（所有者、宇佐市、地域住民等）



百体神社前で発見された石塀



宇佐神宮駐車場と仲見世通り



菱形池を泳ぐ水鳥（能舞台奥の樹林は小椋山）



菱形池の水鳥、コイ、アカミミガメ

(ii) 天然記念物宇佐神宮社叢

A 天然記念物の本質的価値を構成する諸要素

種別	保存管理方針
樹木等	・本質的価値を構成する諸要素の主体となるもので、厳正な保存を図る。社叢の指定であることから、宗教的・文化的景観を社叢とともに形成する歴史的建造物や参道との調和にも留意する(宇佐神宮)。

B 天然記念物の本質的価値に準じた諸要素

種別	保存管理方針
樹木等	・南参道以南や菱形池内の樹木等は、社叢とともに樹林景観を形成しており、現状の維持を基本とするが、落枝や樹根等が参道に影響を及ぼす場合は、適切に処置する(宇佐神宮)。
建造物、参道等	・社殿等については188-189ページの表を参照
水域	・菱形池は社叢とともに宗教的・文化的景観を形成しており、現状の維持を基本とする。落葉等の除去を定期的に実施し、清浄な環境の維持に努める(宇佐神宮)。
動物	・社叢内の希少動植物については継続的な観察等を行い、適切な保全を行う。

C 天然記念物の保存・活用に資する諸要素

種別	保存管理方針
樹木等	・菱形池にある古代ハスは戦後に植栽されたものだが、良好な湖沼景観の形成につながっており、開花時期には見学に来る参拝者も多い。可能な限り維持していく、参拝客の増加等に役立てる(宇佐神宮)。
建造物、参道等	・社殿等については188-189ページの表を参照 ・百段下のモノレールについては、小椋山を横切る形で設置されており、立ち入ることのできない社叢部分の観察や点検等にも利用可能である。ただし、モノレール自体が社叢に及ぼす影響については未知数であるため、周辺の植生に変化がないか継続的な観察に努める。
水域	・社所は昭和の大造営で整備された場所だが、宇佐神宮の祭事の前に神職が身を清める儀式などを行う場として宇佐神宮の信仰と深く結びついている。現状の維持を基本とする。落葉等の除去を定期的に実施し、清浄な環境の維持に努める。
動物	・菱形池に放たれているコイは、本来は鑑賞用に飼育されているものと考えられる。現状の維持を基本とするが、頭数については極端に増えて他の生態系を圧迫すること等が無いよう、注意が必要である。

D その他の諸要素

種別	保存管理方針
樹木等	・社叢の植生に悪影響を与える可能性のある、竹・葛・シロ等の繁殖力の強い植物については、伐採等を実施して抑制を図る。
動物	・菱形池には外来種のアカミミガメも多数生息しており、古代ハスへの食害等が生じている。必要に応じて、駆除等も検討する。

(iii) 史跡の現状変更行為の取扱い基準等

本項では、現状変更行為の具体例及び現状変更行為の申請から許可までのモデルケースを示し、その後に史跡宇佐神宮境内と天然記念物宇佐神宮社叢で想定される具体的な現状変更行為の取扱基準について記載する。

史跡名勝天然記念物の現状変更または保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第125条）。なお、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更または保存に影響を及ぼす行為の許可については、都道府県または市の教育委員会が行うこととなっている。

表6-2-17のように、日常の維持管理行為については申請が不要であるので付言しておく。建造物の日常的な見回り、草刈りや枝打ちによる景観の維持等は、これまで（宗）宇佐神宮をはじめとする所有者が実施しており、今後も継続することが重要である。史跡の構成要素のき損等の異常が確認された場合は、現状写真等で記録し、速やかに宇佐市教育委員会に連絡することとなる。

次に、現状変更行為の許可については申請から許可まで数か月単位で時間を要するため、現状変更の意向がある場合、仕様や施工の希望期間等について、所有者等はできるだけ早い段階で宇佐市教育委員会等と事前協議を行う。また、現状変更行為が広範囲に及び数年にわたって実施する可能性が高い場合（道路や河川の改修など）や、実施主体・現状変更行為の開始希望年度・許可区分が同一である現状変更行為が複数である場合は、可能な限り一括して現状変更許可申請を行うことが望ましい。

第3章でみたように史跡宇佐神宮境内を構成する要素は、国宝本殿をはじめとする建造物、弥勒寺跡や失われた社殿等の地下遺構、絵図に描かれている参道や石段、社叢や菱形池周辺の動植物・寄藻川といった自然等、多岐にわたる。加えて、建造物や地下遺構はゾーニングの枠を超えて、史跡全域に分布しており、保存の方針は共通する部分が多い。

そのため、本項では史跡の構成要素の分類と具体的な現状変更行為の内容ごとに現状変更取扱基準を設定することで保存の方針とする（表6-2-18）。次ページ以降に定めのない現状変更行為等については、関係機関との協議の上で判断する。

表6-2-17 現状変更行為の区分と具体例

区分	現状変更行為の具体例	許可の有否	許可区分
現状変更行為	建造物の修理、改築、新築、解体 樹木の抜根、道路の拡幅、河川の改修など	要	文化庁長官
文化財保護法施行令第5条第4項第1号に掲げる行為	小規模建築物の3か月以内の設置、 工作物（看板、フェンス等）の設置、 道路の舗装、修繕、埋設電線、水管等の改修、木竹の伐採 [※] など	要	宇佐市教育委員会
日常の維持管理	草刈、樹木の枝打ち、 田畠の耕作、道路の補修など	不要	—
災害復旧	倒木の除去、 倒壊した建造物等の撤去など	不要 ※別途、き損届・復旧届等が必要	—

※「天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る」（文化財保護法施行令第5条第4項第1号ト）

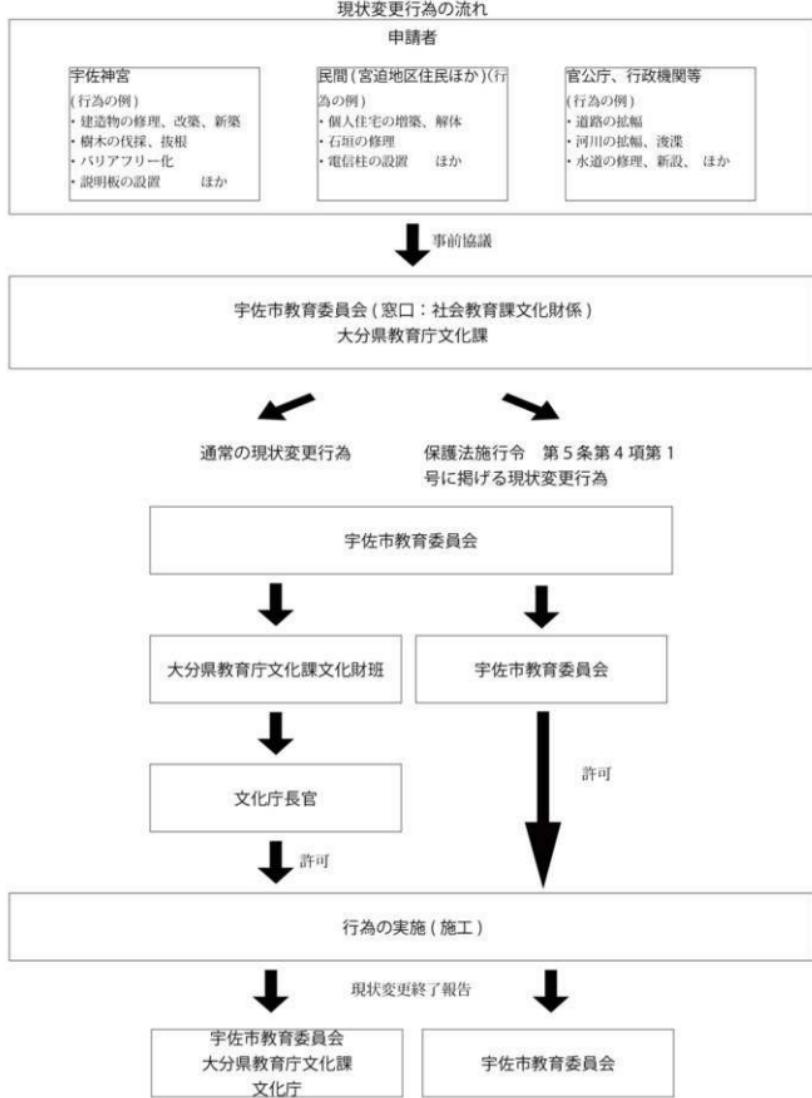


表6-2-18 史跡の構成要素の分類と現状変更行為の取扱基準

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素
建造物	<p>(具体例)</p> <p>国宝本殿、上宮南中樓門、北辰神社、上宮西大門、八幡鳥居、下宮本殿、高倉、八坂神社、春宮神社、大尾神社本殿、大元八坂神社、六坊跡石垣ほか</p>	<p>(具体例)</p> <p>上宮土間回廊、南大門、下宮授与所、参道沿いの石灯籠群、水分神社、木匠組神社、頓宮、大元神社拝殿、各種石造物、御靈水ほか</p>
	<p>●建造物の修理・補修・復旧</p> <p>建造物の保存のために必要な修理・補修等については、原則的に認める。</p> <p>ただし、修理等にあたって既存の建物と工法や素材等をやむを得ず変更する必要がある場合は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。</p> <p>●建造物の増築・改築・移設</p> <p>原則的に認めない。</p> <p>ただし、建造物の保存または防災等の観点から必要不可欠と考えられる場合(防蟻処理、火災報知機等の設置、耐震補強、等)は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。</p> <p>●建造物の解体・除却</p> <p>原則的に認めない。</p> <p>ただし、隣接する建造物の修理等に際して、工事の支障となるために一時的な解体が必要不可欠な場合や、災害で復旧困難な状態になった場合等は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。</p> <p>なお、一時的な解体を行う場合は、現況に復することを許可の条件とする。</p>	<p>●建造物の修理・補修・復旧</p> <p>建造物の保存のために必要な修理・補修等については、原則的に認める。</p> <p>ただし、修理等にあたって既存の建物と工法や素材等の変更が必要である場合は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。</p> <p>●建造物の増築・改築・移設</p> <p>建築様式を踏襲することを原則とするが、建造物の保存、社会情勢の変化、防災等の観点から必要不可欠と考えられる場合等は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。</p> <p>●建造物の解体・除却</p> <p>Aに準じる。</p>

C 保存・活用に資する諸要素	D その他の諸要素(保存・活用上調整が必要な諸要素)
<p>(具体例) 宇佐神宮序、上宮祈禱殿、宝物館、參集殿、勅使齋館、トイレ、大元神社社務所ほか</p>	<p>(具体例) 宇佐神宮球場、球場周辺駐車場、大元神社旧社務所ほか</p>
<p>●建造物の修理・補修・復旧 ●建造物の増築・改築・移設 日常の維持管理や宗教法人の活動、防災等の観点から必要不可欠と考えらるる場合は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで現状変更を認める。 ただし、工事等により地下遺構や天然記念物等に影響を及ぼす可能性がある場合は、事前の発掘調査等の必要な措置を行うものとする。</p> <p>●建造物の解体・除却 ●工作物(説明板、侵入防止柵、等)の修理・補修・新設・除却 関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで現状変更を認める。 ただし、工事等により地下遺構に影響を及ぼす可能性がある場合は、事前の発掘調査等の必要な措置を行うものとする。</p>	<p>●建造物の修理・補修・復旧 ●建造物の増築・改築・移設 ●建造物の解体・除却 Cに準じる。</p>

表6-2-18 史跡の構成要素の分類と現状変更行為の取扱基準

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素
地下遺構	(具体例) 弥勒寺関連遺構、池内法華三昧堂跡、絵図に描かれた未発見の建物跡、宮迫地区の石垣、水田、六坊跡基壇跡、同池跡ほか	(具体例) —
	●地下遺構の存在が確実視される場合 (弥勒寺跡の伽藍付近、池内法華三昧堂跡等) 掘削を作ら開発等の現状変更行為については原則的に認めない。ただし、遺構の保護を目的とした盛土や樹木の伐採等については関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。	—
	●絵図に描かれているが、遺構が未確認の場合 (上宮付近の絆蔵、菱形池周辺の塔跡、等) 掘削を作ら開発等の現状変更行為が行われる場合は、事前に発掘調査を実施する。発掘調査の結果、重要遺構が確認された場合は、工法あるいは工事箇所を変更し、遺構を保存する	—
	●重要遺構が確認された場所における地形・遺構範囲の表示・建造物の復元的整備 発掘調査や古記録等によりその具体的な規模や形状、構造等が判明しており、史跡の保存活用において必要不可欠な場合、関係機関との協議や複数の有識者による十分な考証、地下遺構を破壊することのない工法の検討等を行い、現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。なお、建造物の復元的整備を行う場合は、文化庁の定める「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」を満たす場合のみ現状変更を認める。	—

C 保存・活用に資する諸要素 (具体例) 昭和造営時の石積み、水路ほか	D その他の諸要素(保存・活用上調整が必要な諸要素) (具体例) —
●土木工事等に伴い、絵図に描かれていない小規模な建物や、近代遺構（水路、護岸）等が確認された場合、記録保存等の措置を経た上で、現状変更を許可する。	—

表6-2-18 史跡の構成要素の分類と現状変更行為の取扱基準

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素
参道・石垣等	<p>(具体例) 正参道、西参道、東参道、宮迫地区東谷・中谷・西谷の各道路、御許山参道、御許山石段・石垣ほか</p> <p>●拡幅・埋立等 絵図から確認できる参道（西参道、正参道、東参道、等）については、原則的に認めない。 宮迫地区的道路（東谷、中谷、西谷）については、道路交通上の安全確保等で拡幅が必要不可欠な場合は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において許可する。 工事等により地下遺構に影響を及ぼす可能性がある場合は、事前に発掘調査等を実施する。発掘調査の結果、重要遺構が確認された場合は、工法あるいは工事箇所の変更等について協議を行う。</p> <p>●水道管、道路側溝・浄化槽等の排水施設、電信柱等の修繕・交換・撤去・新設 既存設備の修繕等については、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において許可する。 新設の場合は事前の発掘調査等を実施し、重要遺構が確認された場合は工法あるいは工事箇所を変更し、遺構を保存する。</p> <p>●舗装材の変更、手すり・ガードレール等の設置 道路の使用、社会福祉、防災等の観点から必要不可欠と考えられる場合、関係機関との協議や景観等に配慮した工法の検討等を行い、現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。 ただし、工事等により地下遺構や天然記念物等に影響を及ぼす可能性がある場合は、事前に発掘調査等を実施し、重要遺構が確認された場合は、工法あるいは工事箇所を変更し、遺構を保存する。</p> <p>●石垣・石段等の修理・積み直し等 孕みや緩み等が生じている石垣等を保全するために行う修理等については、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。</p>	<p>(具体例) 上宮南百段、上宮から下宮への石段、「龍の駒」付近の小道、大元八坂神社参道ほか</p> <p>●拡幅・埋立等 日常の維持管理や防災上の観点等から必要不可欠と考えられる場合は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において許可する。 ただし、工事等により地下遺構や天然記念物に影響を及ぼす可能性がある場合は、事前に発掘調査等を実施する。発掘調査の結果、重要遺構が確認された場合は、工法あるいは工事箇所の変更し、遺構を保存する。</p> <p>●水道管、道路側溝・浄化槽等の排水施設、電信柱等の修繕・交換・撤去・新設</p> <p>●舗装材の変更、手すり・ガードレール等の設置</p> <p>●石垣・石段等の修理・積み直し等</p> <p>Aに準じる</p>

C 保存・活用に資する諸要素 (具体例)	D その他の諸要素(保存・活用上調整が必要な諸要素) (具体例)
上宮百段下のモノレール、上宮東側の管理道、大尾山参道、同管理道ほか	—
<ul style="list-style-type: none"> ●拡幅・埋立等 ●舗装材の変更 ●道路等の新設 <p>日常の維持管理や宗教法人の活動、防災上の観点等から必要不可欠と考えらえる場合は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで現状変更を認める。</p> <p>ただし、工事等により地下構造や天然記念物等に影響を及ぼす可能性がある場合は、事前の発掘調査等の必要な措置を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水道管、道路側溝・浄化槽等の排水施設、電信柱等の修繕・交換・撤去・新設 ●舗装材の変更、手すり・ガードレール等の設置 ●石垣・石段等の修理・積み直し等 <p>Aに準じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> —

表6-2-18 史跡の構成要素の分類と現状変更行為の取扱基準

分類	A 本質的価値を構成する諸要素	B 本質的価値に準じた諸要素
自然的因素	<p>(具体例) 宇佐神宮社叢(社叢の構成要素は本章第3節で別途検討)、寄藻川、御炊川、大尾山、御許山ほか</p>	<p>(具体例) 菱形池、初沢池、放生池、ヒメハルゼミ、御許山のアカガシ林ほか</p>
	<p>●樹木の伐採、抜根 天然記念物の範囲内における現状変更行為については、表6-2-19で別途基準を定める。 天然記念物の範囲外における現状変更行為については、建造物や地下遺構の保護、史跡景観の維持または改善、参拝者の安全確保の観点等から必要不可欠と考えられる場合、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。</p> <p>●植樹 天然記念物の範囲内における現状変更行為については、表6-2-19で別途基準を定める。 天然記念物の範囲外、かつ、地下遺構の存在が確実視される範囲(弥勒寺跡伽藍付近など)においては原則的に認めない。 地下遺構の存在が不明で、宗教法人の活動や史跡景観の改善等から必要不可欠な場合は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。植樹の際は、事前に発掘調査等を実施する。発掘調査の結果、重要遺構が確認された場合は、保護盛土あるいは工事箇所の変更等を行い、遺構を保存する。</p> <p>●河川・池等の浚渫・拡幅・埋立 防災上や環境保護等の観点から、必要不可欠と考えられる場合、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める</p> <p>●害虫・害獣・特定外来種・竹等の駆除 史跡の構成要素(建造物、地下遺構、池等)や史跡景観に悪影響を及ぼす害虫や外来種(シロアリ、アカミミガメ等)の駆除については関係機関との協議や、現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで現状変更を認める。</p>	<p>●樹木の伐採、抜根 建造物や地下遺構の保護、史跡景観の維持または改善、参拝者の安全確保の観点等から必要不可欠と考えられる場合、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。</p> <p>●植樹 Aに準じる</p> <p>●河川・池等の浚渫・拡幅・埋立 防災上や環境保護等の観点から、必要不可欠と考えられる場合、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める</p> <p>●害虫・害獣・特定外来種・竹等の駆除 Aに準じる</p>

C 保存・活用に資する諸要素	D その他の諸要素(保存・活用上調整が必要な諸要素)
(具体例) —	(具体例) 社叢指定地外の樹木・危険木、害虫(シロアリ、マツケイムシ)、六坊跡周辺の樹木、倒木ほか
—	<ul style="list-style-type: none"> ●樹木の伐採、抜根 ●河川・池等の浚渫 ●外来種等の駆除 <p>関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで現状変更を認める。</p>

(iv) 天然記念物宇佐神宮社叢の現状変更行為等の許可基準

ここでは、天然記念物のゾーニングに従い、現状変更行為に関する基準を設ける(表6-2-19)。

表6-2-19 天然記念物のゾーニングと現状変更行為の取扱基準

第1種区域	第2種区域
(具体的な範囲) ・菱形池参道より南側から南参道の北端まで ・下宮周辺	(具体的な範囲) A区域の内、建造物や参道から概ね5mの範囲
●樹木の伐採、抜根 原則として現状変更是認めない。 ただし、竹や葛などの繁殖力の強い植物や、外来種の繁茂による広範囲への影響がある場合や、枯損等により他の樹木等に影響を及ぼす可能性がある場合は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで、適切な方法による除去を必要最小限度の範囲に限り現状変更を認める。 また、災害等で社叢樹木への被害が生じた場合、土壤の保護を目的とした人力等による搬出や、転倒箇所付近での玉切り等、適切な方法により復旧を図る。	●樹木の伐採、抜根 基本的に第1種区域に準じるが、落枝や転倒等により史跡の構成要素(建造物、地下遺構、参道等)や人命に影響を及ぼす可能性がある場合、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の枝打ちや伐採等を認める。
●植樹、植栽 原則的に現状変更是認めない。 ただし、災害等により著しく樹勢が低下した範囲などにおいて、その回復を図るために植樹する場合に限り、関係機関との協議や有識者による検討、周辺の植生や土壤への影響を極力軽減する方法の検討等を十分に行い、現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。	●植樹、植栽 第1種区域に準じる。
●大径木の補強 原則的に現状変更是認めない。	●大径木の補強 落枝や転倒等により史跡の構成要素(建造物、地下遺構、参道等)や人命に影響を及ぼす可能性がある場合、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで許可する。
●土壤の改良 原則的に現状変更是認めない。	●土壤の改良 第1種区域に準じる
●工作物の設置、改修 原則的に現状変更是認めない。 ただし、防災の観点から必要不可欠な施設(消防ポンプ、送水管等)の改修・修理等については、現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。	●工作物の設置、改修 防災の観点から必要不可欠な施設や天然記念物の保存活用に資する小規模工作物(天然記念物の説明板、枯損木への注意喚起の看板、等)を設置又は建替え等する場合は、現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。

第3種区域	第4種区域
(具体的な範囲) ・南参道以南から御炊川まで ・菱形池	(具体的な範囲) 上宮周辺、下宮周辺、参道、亀山神社周辺、祓所、手水舎、繪馬殿
●樹木の伐採、抜根 落枝や転倒等により史跡の構成要素(建造物、地下遺構、参道等)や人命に影響を及ぼす可能性がある場合、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで枝打ちや伐採等を認める。 抜根の場合は地下遺構への影響を最小限にするために、必要最小限度の範囲に限り現状変更を認める。	本章第3節第1項で別途基準を定める。
●植樹、植栽 宗教法人の活動や景観の改善等から必要不可欠な場合は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。	
●大径木の補強 落枝や転倒等により史跡の構成要素(建造物、地下遺構、参道等)や人命に影響を及ぼす可能性がある場合、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで許可する。	
●土壤の改良 第1種区域に準じる。	
●工作物の設置、改修 防災の観点から必要な施設や、宗教法人の活動、天然記念物の保存活用に資する工作物を設置または建替え等する場合は、関係機関との協議や現状変更許可申請等の必要な手続きを経たうえで必要最小限度の範囲において現状変更を認める。	

(3) 防災・防犯

近年、火災により文化財建造物が焼失する事例が全国的に発生しており、国宝本殿に限らず、史跡内建造物の防火設備の定期点検や火災時の初期消火の訓練等が重要となる。

(宗) 宇佐神宮では、毎年1月26日前後に行われる文化財防火デーに合わせた消火訓練や、年2回の機器点検を実施している。しかし、経年劣化等による消防設備の不具合も生じており、将来的には機器の全面更新も視野に入れた防災計画の作成なども検討する。

また、建造物への落書きや故意の毀損等の犯罪にも注意が必要であり、防犯カメラの設置や定期的な見回りなどが行われている。

異常が発見された際は、写真等で現況を記録し、宇佐市教育委員会への連絡、警察署・消防署等への通報が必要である。所有者等から連絡を受けた後、宇佐市教委は現地を確認し、大分県教育庁文化課、文化庁等に状況を伝える。なお、被害が甚大な場合、必要に応じて県文化課、文化庁、専門家らによる現地確認を受け、指示を仰ぐ。



宇佐神宮職員による防火訓練 (文化財防火デー)



消防職員による機器の点検 (文化財防火デー)

(4) 値値の保存のための調査研究の推進

宇佐神宮とその近隣の歴史にまつわる史資料、境内に残る数々の建造物、弥勒寺・御許山に代表される神仏習合を示す地下遺構、宇佐神宮の祭事、宇佐八幡文化を構成する様々な文化財や、宇佐神宮社叢・御許山の動植物やその環境等、宇佐神宮には様々な視点から研究すべき資源が無数にある。現在でも膨大な研究史があるが、今後も発展的に研究を行い、宇佐神宮の持つ様々な価値をさらに高めていくことが重要である。

(i) 建造物

① 建造物の詳細調査

第4章で述べたが、史跡内にある建造物の多くは平面図または配置図しかないものが多く、修理時の詳細設計等に時間を要する場合が多い。建造物の内、宇佐神宮本殿（3棟）が国指定文化財（国宝）であり、上宮南中樓門・上宮西大門・北辰神社・八幡鳥居・高倉・吳橋が大分県指定有形文化財となっているが、県指定有形文化財の中にも立面図等がないものがある。

令和3年度から（宗）宇佐神宮が上宮西大門修理のために建造物の調査を実施している。歴史的位置づけや修理履歴、構造・装飾といった建造物としての価値等を確認しつつ、修理を実施する予定である。

なお、史跡内には建造物が數十棟あるため、全てで同様な調査をすることは困難だが、少なくとも、本質的価値を構成する諸要素となる建造物については立面図の作成や記録資料の確認等を実施して、保存修理に備える必要がある。調査によって新たな価値が判明した場合、報告書やパンフレット等を作成して公開する。そのうえで、必要に応じて国・県・市の指定等を目指すといった取り組みについても検討する。



西大門修理の為の調査

② 建造物の健全度調査

上記のとおり、史跡内に多くの建造物があるが、老朽化しているものも多い。屋根檜皮の状態、木部の腐朽や白蟻害の有無、塗装の退色や金具の劣化等が進んでいないかどうかの悉皆的調査も必要であり、調査結果に基づいて今後の修理方針や修理の優先度等について検討する。

(ii) 地下遺構・遺物

第2章でみたように、弥勒寺跡の伽藍部分を中心とした発掘調査のほか、現状変更に伴って実施された確認調査等が行われている。大分県教育委員会等が実施した成果については報告書として刊行されているが、宇佐市教育委員会が実施した確認調査等については概要報告にとどまっている。そのため、史跡内で実施された発掘調査について報告書を作成し、刊行する。

御許山地区では、遺構の分布状況や規模等についての詳細な調査が必要である。調査成果については報告書を作成して公開する。

発掘調査で出土した遺物や調査時に作成した記録等については、適切に保管し、必要に応じて適宜公開する。



池内法華三昧堂跡

(iii) 参道・石垣等

宇佐神宮地区については、絵図や古写真等を基に近代の造成以前の地割が検討されている他、拡張される以前の菱形池の護岸の位置等が検討されている。

宮迫地区の石垣は過去に崩落した箇所では実測図が作成されているが、個人の所有物になるため公開には至っていない。発掘調査の成果と合わせて、土地所有者の許諾の基、報告書等への掲載も必要となる。

御許山地区では石垣の崩落等も発生しており、石垣カルテの作成や3次元計測等の詳細な記録作成が必要である。御許山地区の遺構分布調査等と合わせて、実施を検討する。

(iv) 自然的要素

宇佐神宮社叢の定期的なモニタリング調査、御許山アカガシ林の植生調査、菱形池や寄藻川の生態系調査等が考えられる。宇佐神宮社叢の植生を把握するための定期的なモニタリング調査は、「緊急調査報告書」で記載したように10年を目途に実施することが望ましい。第11章で詳しく述べる。生態系調査は生物の専門的な調査に加えて、生物観察会等を通じた現況確認等の簡易的な方法についても検討する。御許山のアカガシ林については、次項で別途記載する。

(v) 史資料

宇佐神宮が所蔵する古文書、絵図、仏像、美術工芸品、民俗資料の中には、国・県・市の指定文化財となっているものも多いが、未指定の文化財も多數ある。古文書の多くは『宇佐神宮史』で体系的に整理、翻刻がなされている。史資料に関しても調査等を進め、調査成果については報告書等を通じて成果を公開する。さらに、翻刻された史資料についても分析をすすめることで、「宇佐八幡文化」の解明に貢献する。また、必要に応じて指定等文化財とすることで保存を図る。

(vi) 史跡周辺の文化財

史跡周辺に残る宇佐神宮関連の社寺や埋蔵文化財等についても調査が必要である。社寺の歴史や仏像や美術工芸品等の有形文化財に関する調査・開発に伴う発掘調査等を実施した際は、報告書の刊行等を通じて成果を公開する。

(5) 追加指定

(i) 史跡宇佐神宮境内

『保存管理計画』では、史跡周辺にあり追加指定が考えられるものとして、「阿良礼宮」「宮山（西山）」「正覚寺」が挙げられたが、具体的な範囲が未確定であり、マンパワーの不足等から詳細調査も行えておらず、追加指定には至っていない。

「阿良礼宮」は本章で設定した「宇佐の山なみゾーン」に含まれており、史跡と一緒に保存活用の取り組みを進める必要がある。なお、指定にあたってはその価値等を明示する必要があるが、文献等の記録の整理ができていないのが現状であるため、詳細な調査が必要である。

「宮山（西山）」は、『宮成文書』宮成屋敷の範囲について記載した箇所に、「…善興寺の道わけに百體躰迄、うへの島を外二、西山を内二、與光寺を外二、松熊町通りの屋敷を内二、…」とあることから百体社や西山觀音堂の周辺を指していたことが分かる。この範囲は個人住宅や水田などの民有地として利用されており、また、具体的な範囲がどこまでなのかは判然としない。そのため、現状では指定は困難であると言わざるを得ない。しかし、本計画の保存活用に関する範囲（「社寺ゾーン」）内であるため、指定には至っていないものの、今後保存活用に向けた取り組みを行う必要がある。

「正覚寺」に関しては、周知の埋蔵文化財包蔵地（正覚寺跡）として保護されているが、開発行為等が少ない地域であり発掘調査も行われておらず、また、寺域について詳細な調査も行われていないため指定範囲やその価値づけが出来ていない。

本来であれば、保存管理計画完成後速やかに着手すべき課題であったが、上記の理由により難航している。また、御許山の六坊跡や宮迫地区の石垣調査等、課題は山積しているため、計画的な調査が必要である。

(ii) 天然記念物宇佐神宮社叢

『緊急調査報告書』では、御許山のアカガシ林（アカガシ・ミヤマシキ群集）について追加指定などの検討も必要とした。鎮守の森として残された自然林として貴重であり、標高差による潜在的植生の差を比較できる対象としても、本質的な価値は天然記念物宇佐神宮社叢と共通する部分が多い。

指定のためには、植生分布図の作成や生育状況等の調査に基づいた具体的な範囲の確定が不可欠であるが、現状ではそれらの具体的な調査に至っていない。計画的に調査を行い、報告書を作成することで価値を明示する作業が求められる。

また、大部分は国有林であるため、保存に関して林野庁等の理解を得ることが不可欠である。調査の際は、所有者や地域住民にも参画してもらうことで、保存に関して理解を得る取り組みも今後必要である。

(6) 公有化

史跡宇佐神宮境内は(宗)宇佐神宮や宮迫地区住民の居住地等、民有地として現在進行形で使用されている。

本来であれば、史跡を保存し、活用するために公有地化が望ましい。しかし、第3章で述べたように信仰の場としての境内地・宮迫地区的集落景観などはそれ自体に史跡の本質的価値が含まれており、無理に公有化してしまえば価値が失われることにつながりかねない。そのため、所有者による管理が著しく困難な場合や、所有者から公有地化(売却または寄附)の要望があった場合に限って公有化を検討する。



公有化した心乘坊跡

(7) 周辺の文化財との一体的な保存

史跡周辺に所在する様々な文化財と一緒に保存するためには、宇佐神宮とそれぞれの文化財がどのように関連するのかや、それぞれの文化財の価値がどこにあるのかを示し、「宇佐八幡文化」についても伝えていくことが重要である。

そのために、史跡周辺の町なみや自然景観等といった環境的な要素についても、注意を要する。各種開発等に対して、積極的に情報収集に努め、関係者と調整してできる限りの保存を図る。

(8) 行政と宇佐神宮、地域住民、市民等多様な主体が参画する保存管理の在り方の追及

史跡宇佐神宮内の所有者は、宇佐神宮や宮迫地区住民、日足地区、宇佐市、大分県または国といったようには多岐にわたる。本計画における保存活用に関する範囲も含めれば、その関係者は膨大な数に上る。

また、第5章で示したように、宇佐神宮の持つ現代的な意義は極めて大きく、宇佐に住む人々の心のよりどころともなっている。

このように、宇佐神宮に関連する多くの人々が、史跡と天然記念物、そしてその周辺の歴史などを感じ、考えることで積極的に保存に向けて参画できるような保存管理の在り方が求められる。保存管理だけでなく、活用や整備についても同様であるため、第9章で詳細を記す。

『史跡宇佐神宮境内保存管理計画書』における記載(史跡の追加指定)

「1 宇佐神宮境内の周辺にあるので追加指定が考えられるもの

(1) 阿良礼宮(宇佐市大字南宇佐字大宮迫 88番地)

大尾山の西麓に祀られている本宮は、鉢立宮とともに宇佐神宮にとって重要な社である。鉢立宮は神宮所有地の史跡内に含まれているが、阿良礼宮は離れた場所にあるため未指定となっている。

(2) 宮山(西山)

『託宣集』では龜山・大尾山・宮山を総称して菱形山と呼ぶ。同書の日本国御遊化の部(卷3)には「西の方にあり、造宮のとき、神壇等を築き奉るは、この山の土なり、ゆえに宮山という。又靈山当山より出ず、…略…故に御物川と名づく(原漢文)」とある。山の位置などについては確定できないが、西側の丘陵を指していることは明らかである。

(3) 正覺寺

『託宣集』卷14 馬城峰の部に、正覺寺・靈山寺の二寺の事が見える。靈山寺は山上の講堂・金堂など諸堂諸坊を総称したものと思われる。その創建の時期は鎌倉時代にすでに不明となっていた。正覺寺は延喜19年(919)、豊前国司惟房により、行秀聖人が白山妙理権現の天童を勧請したもので、今も地名とともに坊跡が残っている。近年の過疎化によって廃村に近い状況となっている。」

『天然記念物宇佐神宮社叢聚緊急調査報告書』における記載(天然記念物の追加指定)

「御許山、正覺寺は宇佐神宮に関連する地域であり、御許山は宇佐神宮境内として宇佐神宮地区とあわせて国の史跡に指定されている。また、正覺寺も平成4年に刊行した保存管理計画の中で追加指定の検討が課題となっている場所である。これらの地域は、標高による植生タイプは異なるものの、現在も境内地に社叢林が残存しており、特に御許山ではアカガシーサイマキミ群集といった周辺地域では特徴的な群集を有した社叢林が残存している貴重な場所である。また、宇佐神宮に関連する地域は、神域として残してきたものであると考えられ、今後は保存・管理に向けて、基礎調査を実施することが望ましく、その結果を踏まえ、追加指定なども検討が必要な場所であると考えられる。」